

「えな発酵マルシェ」

「発酵屋台」

出店のご案内



(市内事業者向け)

全国発酵食品サミット in えな実行委員会

# 開催概要

## 趣旨

全国各地の発酵食品や発酵文化の素晴らしさを全国に向けて発信し、地域経済の活性化に寄与することを目的として、第13回全国発酵食品サミットを岐阜県恵那市で開催します。

## 主催

全国発酵食品サミット in えな実行委員会

## 会期

令和5年11月25日（土）～26日（日）

## 会場

恵那文化センター

## 後援

未定

## 入場料

無料

## 動員目標

20,000人（2日間延べ）

## 催事構成

1. 全国発酵マルシェ（全国の発酵食品の展示販売）
2. 恵那市の地域の味マルシェ（恵那市内の地域の味覚の販売）
3. 発酵に関する基調講演
4. 発酵に関する講座・ワークショップ
5. 発酵に関する展示

# 会場施設

## 会場施設名

恵那文化センター

## 住所・電話番号

〒509-7205

岐阜県恵那市長島町中野 414 番地 1

電話：0573-25-5121



恵那文化センターHP

## 施設概要

大ホールは、固定席 912 席（車椅子席 6 席含む）、母子室 6 席を備え、集会室（移動イス席 300 席）、会議室、練習室、視聴覚室、調理実習室などを備えた施設です。

## アクセス

### ■自動車

恵那インターチェンジから 3 分

### ■公共交通機関

JR 恵那駅から 15 分



えな発酵マルシェ  
発酵屋台  
出店要項

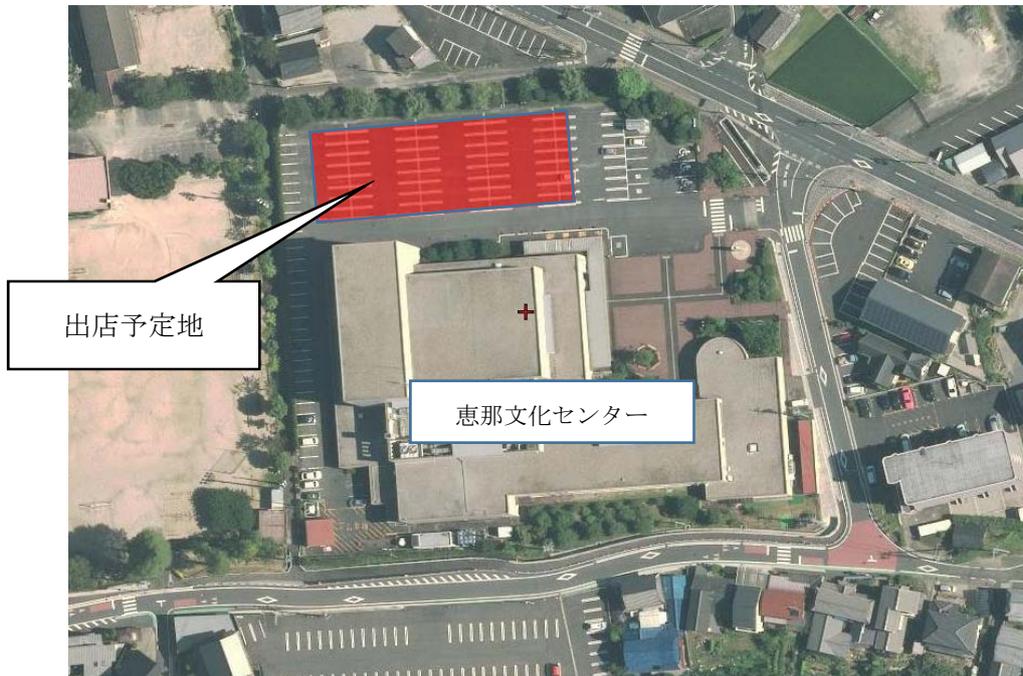
# 開催概要

## 出店日時

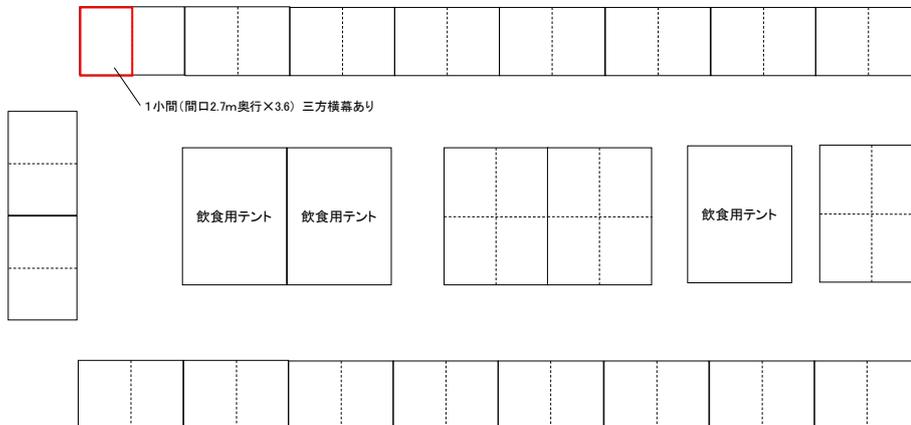
11月25日(土) 9:30 ~ 15:30  
26日(日) 9:30 ~ 15:30

## 出店会場

恵那文化センター 駐車場内



レイアウトイメージ図 (出店数により配置を変更することがあります)



小間の数  
恵那市内事業者: 20小間  
恵那市外事業者: 20小間  
恵那の地域の味: 8小間

# 出店について①

## 趣旨

発酵に関わる自治体や団体、企業等の活性化に寄与することを目的として発酵食品等の販売を行う。

## 出店の種別

### 1. えな発酵マルシェ

恵那市内の事業者のうち、主に発酵食品、お酒などの加工商品及び関連商品の販売を行うもの

### 2. 発酵屋台

主に発酵食品を使用したお弁当やパンなど、会場で飲食を伴う販売を行うもの

## 募集小間数

恵那市内事業者：小間 20 程度

## 小間仕様

間口 2.7m 奥行 3.6m

(テント 3 間× 2 間の半分のスペース)

## 小間の割り当て

出店物の種別により実行委員会で決定し、10 月中旬を目途にお知らせします。

## 出店料

無料とする。

ただし、電源を利用する場合は、1,000 円の負担をお願いします。

## 出店について②

**基本設備**（主催者が準備するもので、出店者の費用負担はありません。）

1. パーテンション（掲示用ボード）×1枚（W900×H1800）
2. 社名板×1枚（W900×H300）
3. 長テーブル×3台（W1800×D450×H700）
4. 椅子×2脚

**必要に応じて出展者が準備するもの**（費用は出店者負担となります。）

1. 備品
2. 什器
3. 消火器（火気使用者は必須）
4. 耐火ボード（火気使用者は必須）
5. その他出展者が必要とするもの

※1～4は別紙「追加設備申込書」においてお申し込みください。

### 電源について

追加設備申込書にて、電源の使用について記入をお願いします。また、使用する電気器具とワット数を記入願います。1小間につき800ワットまでとします。電源を利用する場合は、1,000円の負担をお願いします。

追加設備申込書にて、「冷蔵オープンケース」「冷凍オープンケース」「冷蔵ストッカー」「冷凍ストッカー」の申し込みされた場合は、借上料に電源使用料が含まれています。

### 出店物について

出店物は原則、全国発酵食品サミット in えな開催趣旨に沿った品目とします。開催趣旨以外の品目については、事務局までお問い合わせください。

食品の展示・試食・販売には所管保健所に「臨時営業許可申請」が必要です。必ず所定の手続きを行ってください。

### キッチンカーでの出店について

キッチンカーでの出店希望の方は、事前にご相談ください。

# 出店申込について

## 出店申込方法

別紙申込書及び出店誓約書を、FAX 又は Email によりお申込みください。

## 申込期限

令和5年8月25日（金）

※規定数に達し次第、受行終了となります。

## 申込及び問合せ先

全国発酵食品サミット in えな実行委員会事務局

（恵那市農林部農政課農政係内） 担当：堀

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL:0573-26-2111 内線 368 FAX:0573-25-8933

E-mail:nousei@city.ena.lg.jp

# 搬入・搬出について

## 搬入・搬出スケジュール

搬入・搬出の日時は以下のとおりです。

下記の時間に限り、正面入口付近に車両の一時停車が可能です。

なお、下記日時以外は車両の乗り入れができません。物品補充や入れ替えは台車等を使用し、周囲に十分配慮し安全に行ってください。

### [搬入]

11月24日（金）	12：00	～	17：00	} ※9時までに車両を移動すること
25日（土）	8：00	～	9：00	
26日（日）	8：00	～	9：00	

### [搬出]

11月25日（土）	15：30	～	16：30
26日（日）	15：30	～	16：30

## 搬入・搬出の方法

- 正面入口付近に車両を一時的に停車し、台車等を使用し小間まで手運びしてください。
- 荷物の積み降ろしが終了しだい、車両を速やかに指定駐車場へ移動してください。（出展者用駐車場については、別途お知らせします。）
- 開催時間中は、車両の乗り入れができませんので、物品補充などは台車等を使用し、周囲に十分配慮し安全に行ってください。
- 梱包材等、設営時に生じるゴミはお持ち帰りください。



# 出店諸事項①

## 小間装飾について

貸出備品は破損しないようにお願いします。  
損傷した場合は補修費を実費請求させていただきます。

## 給排水について

小間に直結の給排水施設はありません。汚水、油等は排水口に直接流さないでください。廃油は流さずに、ごみとして処理できるよう対応してください。  
手洗い場所については、当日ご案内します。

## 冷蔵・冷凍商品のストックについて

会場外に冷蔵・冷凍車両を設置します。(各2t車1台の予定)  
出店者は届け出なく収納できますが、収納物には必ず出展者名を明記の上、自己責任で管理を行ってください。  
また、収納物は、イベント終了後、忘れずに必ずお持ち帰りください。  
冷蔵車・冷凍車の使用期間は次のとおりです。  
◆11月24日(金)12:00～26日(日)15:30

## 常温商品・備品のストックについて

会場の施設内に常温商品及び備品等を収納できる部屋を設けます。出店者は届け出なく収納できますが、収納物には必ず出展者名を明記の上、自己責任で管理を行ってください。

## ゴミの処理

試飲等で発生する少量のゴミは共同ゴミ捨て場に廃棄可能です。ゴミ袋は主催者が用意したものを使用してください。  
ゴミ捨て場は当日ご案内します。  
その他のゴミは全て出店者が責任を持ってお持ち帰りください。  
(現地処理を希望する場合は、別途ご相談ください。)

## 出店諸事項②

### 関係者の識別

出店者の方には出店者証を着用していただきます。(当日配布) 出店者証の必要枚数を「出店申込書」にご記入ください。

### 会期中の駐車場

出店者用駐車場については、別途お知らせします。

### 出店物・来場者の保護

主催者は最善の注意をもって会場の保全管理にあたりますが、事故(盗難・紛失・天災・損傷・食中毒など)が発生した場合は、主催者は賠償の責任を負いませんので、出店物の保護については、出店者自身で責任をもってください。

また、小間を訪れる来場者の保護についても適切な対応を講じてください。

### イベントの中止について

悪天候災害その他やむを得ない事情により、イベントを中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

万一、中止が決定した場合には、出店を申込された団体に速やかに連絡します。なお、出店に伴い掛かった費用は、主催者では補償しかねますのでご了承ください。

# 許可申請

## 食品営業について

食品の展示・試食・販売には、臨時営業許可申請又は営業届が必要になります。申請は、出店者が直接行ってください。なお、申請手数料は出店者の負担となります。

また、食品の書類や取り扱いによって営業許可の種類や要不要が変わりますので、詳しくは下記保健所にお問い合わせください。

### 【所管の保健所】

恵那保健所 生活衛生課 食品指導係

〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 2階

TEL:0573-26-1111

## 酒類販売について

酒類の販売については、期限付酒類小売業免許申請が必要となります。

申請は、出店者が直接行ってください。なお、申請手数料は出店者の負担となります。

また、コップやジョッキにつぎ分けて酒類を販売する場合には、保健所への申請も必要となります。上記の所管の保健所にお問い合わせください。

### 【所管の税務署】

中津川税務署

〒508-8611 中津川市かやの木町4番3号 中津川合同庁舎

TEL:0573-66-1202